

# 協同農業普及事業の実施に関する方針 概要

## 第1 実施の考え方

- 本県における普及事業は「魅力ある成長産業としての農業の持続的な発展」を目指し、効率的かつ効果的に実施
- 普及指導員は
  - ①スペシャリスト機能（高度な技術の普及）
  - ②コーディネート機能（地域農業を取り巻く状況を踏まえ、多様な者との連携の下、将来展望を提案し、課題に対する対応方策の策定・実施を支援）を發揮し、地域農業の生産面、流通面などの革新を総合的に支援

## 第2 普及指導活動の課題

### ○取り組むべき課題

- ①担い手・経営対策  
〈意欲的ある農業者の経営高度化、新規就農者の確保・育成、集落営農組織の法人化、女性農業者の経営及び社会参画促進等〉
- ②生産・流通対策  
〈マーケットイン型産地づくり、生産流通体制の効率化、他産業との連携による高付加価値化支援等〉
- ③生産環境対策  
〈二毛作や新規需要米の作付による農地の有効利用、IPM、有機農業、鳥獣害対策の支援等〉
- ④消費・安全対策  
〈GAP、トレーサビリティの導入促進、農薬の適正使用等〉
- ⑤農村振興対策  
〈農村起業活動や農村の多面的機能の維持・保全の支援〉

### ○重点課題

- ①先進的な農業経営者の育成（プロ農家の育成）
- ②産地改革の促進（産地競争力の強化）
- ③水田農業の生産構造の改革促進（水田経営とちぎモデルの推進）
- ④農業の高付加価値化の促進（フードバレーとちぎの推進）
- ⑤環境にやさしい農業の促進（エコ農業とちぎの支援）
- ⑥農山村の活性化（農山村地域の元気創出支援）
- ⑦食と農の多彩な効用の促進（ユニバーサル農業の推進）

## 第3 普及指導員の配置

- 農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう普及指導員を配置（農業振興事務所）。総合的な企画調整を行う普及指導員を配置（経営技術課）
- 普及指導員の計画的な養成・確保

## 第4 普及指導員の資質向上

- 普及指導方法、スペシャリスト機能に加えコーディネート機能に係る資質を向上
- 国との役割分担を踏まえ、研修体系に基づき OJT、集合研修を実施

## 第5 普及指導活動の方法

- 課題・対象者を重点化する一方、関係機関との役割分担を明確化
- コーディネート機能を發揮するため、関係機関・民間との連携を強化
- 普及指導活動の課題の内容に応じ、技術シーズを有する多様な者、産学連携に知見を有する者との積極的な連携

## 第6 その他

- 普及事業を支援する協議会との連携
- 農業に関する教育への協力